

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年一月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 東京事務所及び大阪事務所並びに神戸貿易事務所監査の結果

監査公告

監査公告第四百号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年及び同二十八年年度にかかる東京事務所、大阪事務所並びに神戸貿易事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年十二月十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
木 南 貞 治
加 藤 定 治

角 田 健太郎
執行年月日

監査箇所 東京事務所 昭和二十八年十月十六日

大阪事務所 " " 十一月十二日

神戸貿易事務所 " " 十一月十三日

東京事務所 昭和二十八年十一月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

加 藤 定 治

監査概況

一 当所は昭和二十五年設置規程により再出發してから三年有余経過し、その運営状況は逐年活発化されつゝあつて本県行財政面に寄与し、特に近時においては鳥取火災をはじめ数次の風水害による災害対策、砂丘地開発の立法化の実現、産業施設に対する融資の獲得等の問題について、積極的に中央官庁及び諸機関と折衝し有利に展開しその成果をあげつゝあることは洵に結構なことである。しかしながら当所の機

構的問題或いは運営上の諸問題については毎監査の度強く要望しているにもかかわらず、未だ考慮されていないことは甚だ遺憾である。特に本県財政は災害等に基因し毎年その窮乏を訴え中央政府に依存する率が増しつゝある今日当所を強化して中央政府並びに諸機関との折衝を一層効果的ならしめるよう県当局の再考を促したい。

二 中央諸機関に対する交渉及び折衝は本庁各課ごとに上京して行われているがこれが日時の消費と経費は多額と思われ一面上京者はその交渉折衝経過を当所に対し連絡していないことは遺憾である。これらを解消し当所本来の事務を円滑に執行せしむるため本庁各部において一名宛職員を配置し事務に従事せしむると共に、各課は資料を提供し有利に導くことが必要であるので県当局において措置されたい。なお現在一名欠員中につき速やかに補充すべきである。

三 当所は寮舎を併設している関係で事務室が狭隘であり拡張を要するものと認める。東京駅前建設中の鉄

道会館内に事務所の設置方を同会館より知事宛勧誘を受け一応仮申込しているが未だ決定されていないので早急解決せられたい。なお移転の場合は本県物産の展示も同事務所に併設でき得る構成となつてるので現在の物産展示場も引揚げ事務所に展示照会し得る状況となるので移転の実現を望む。なお現在全国物産館においては展示小間借料として年額二十一万七千四百円支払しているにもかかわらず利用状況は不十分と認められた。例えば毎月一回実施される展示会においてもあまり出品されていないので本県物産を紹介する絶好の機会であるので県当局は県内業者を指導啓蒙し販路の拡張と出品に努力することが肝要である。

四 宿泊寮舎は三河台と天現寺にあるが三河台寮設置に伴い天現寺寮舎を昭和二十五年三月の県議会で処分することに同意を得ているが兩寮舎の利用状況を見るに年間五千四百十五人の利用者がある。特に最近長期講習等の受講者もあり所長としては天現寺寮舎の存置を望んでいるので当局の善処を要望する。

五 当所の活動経費は主として通信費と燃料費であるが

経費僅少のため運用に相当困惑している。経費に支配され事務が緩慢とならないよう十分考慮すべきである。

六 中央政府からの照会事項等で当所において処理できないものはすべて文書または緊急案件のものは電話で本庁と連絡しているが事務の迅速化及び経費節減の観点から当所と本庁間に長距離定時通話の措置を講ずることが必要と認められるので考究されたい。

七 経理は職員給以外は全額資金前渡により処理しているがこれが制度を逸脱した取扱がなされているものが散見された。例えば鳥取火災に伴う中央に対する謝礼を折衝後関係課より資金前渡し処理しているが戒むべきである。

大阪事務所

昭和二十八年十一月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

“ “ 木 南 貞 治

“ “ 加 藤 定 治

監査概況

一 当所は戦後各県にさきがけて本県物産の斡旋所として阿倍野筋に設置されたことは時宜を得た適切な措置として期待されたのであるが発足当初より地理的及び機構的に種々問題もあつてその運営は必ずしも、良好と云えなかつたことは毎回の監査の都度指摘した通りであるがたまたま昭和二十七年度において一千一百五十万円の県費を投じ都心地である堺筋に移転進出を見、本年五月大阪事務所として名実共に新発足したことは真に結構で欣快に堪えない次第である。

なお永年の懸案であつた諸問題を着々と改善し第一線機関の活動を容易ならしめるためその態勢確立に努め本県産業経済面に寄与しつゝあることは偏えに所長以下職員の努力と関係者の協力の賜である。しかしながら位置としては最適地に進出したとはいえ内部組織機構の問題(格付等)、活動経費の問題等運営上の諸問題が取り残されているのでこれらについては県当局の積極的企画と配意が望ましく。

二 組織機構の問題

(1) 職員は所長以下九名(定員九名)であつてこれを部内別に見ると庶務(主事一、雇二)商工(主事一)農産(技師二)畜産、林産(技師各一)でそれぞれ部内別に活動しているがこれらの限定された陣容での事業推進は容易でないと思われる。例えば農産部内で大阪中央市場に駐在事務所を設け常駐しているが給仕も配置されていない、また観光宣傳、及び職業関係の労務斡旋事務等においても専任職員が設置されていないので現在庶務商工部内の職員がそれぞれ兼務している実情である。いずれにしてもこれらの陣容を一挙に拡充することは不可能であるとしても事務事業の効果とも睨み合せ今後充分検討すべき問題である。

(2) 神戸貿易事務所は果行政組織規程上何等明記されていない、また職員は大阪事務所勤務として発令されているので内部組織として当所の駐在的資格をもつているものと思料し監査に臨んだのであるが当所

三 事業活動の問題

とは組織的に全然別個で完全に独立運営している実情である。これらは果行政組織及び人事管理面からして考究を要するので果当局の明確な措置を望む。

(1) 当所の主要業務である物産斡旋業務は往年と何等変りなく改善方策が講ぜられていない、斡旋業務は生産された斡旋そのものよりむしろその前段階として果内産物に市場性を持たせる生産指導が必須要件と思われるがこれらの措置が全然採られていない。即ち

- 果内産物が消費地の特産物として育成されていないこと。
- 品質優秀であつても規格不統一であること。
- 出荷時期が適正でないこと。
- 大量的、計画的、生産体勢並びに出荷体勢が確立されていないこと。

等が挙げられるが何れにしてもこれらに起因し本果産物は出荷されても極めて安価で取引されているも

の、或は引合しても不成立に終つてゐるのが現状である。要するに京阪神地方の市場から見た市況並びに各種調査資料によつて果内における生産、出荷の総合的計画措置を講ずることが最も急を要する問題である。この点果当局は勿論のこと果内生産団体の自覚と協力を要望したいなお当所としても常時市場及び取引先の各種情報し、集並びに信用調査を行う販路拡張に一層努力を望む

(2) 昭和二十七年及び二十八年における物産の斡旋状況

斡旋状況は次表通りであり、この数字によつて当所の事業活動の効果を云々することは避けたい。例えば一度引合成立した後は兩者の信用程度により直接取引されている関係で表面には現れない点もある。昭和二十七年は従前の通り活動は不活潑で特に庁舎移転準備期間として本来の事業に主力が注がれていなかつたことが起因しているものと認めた。もつとも新発足してからの本年度事業は極めて円滑に執行されている。

年 度	成 立		不 成 立	
	期 内	件 数	件 数	予 定
二十七年 度	自九月至三月	木炭外 七	一六	一一、七九二、〇〇〇
二十八年 度	自四月至九月	木炭外 一七	二六	六六、〇七〇、〇〇〇

(大阪中央市場における入荷状況)

二十七年 度(自九月至三月) (白葱外二〇品目)

二十八年 度(自四月至九月) (白葱外二九品目)

壹億五千三十七万余円

貳億三千四百九十六万余円

四 その他の事項

- (1) 当所の事業運営について各部内別に運営委員を委嘱し専門的知識を活用したい所長の抱負であつたが今後当所の発展的事業運営上最も時宜に適した施策であり特に推奨致したい。なお在阪果人会の組織強化についても努力していたが何れにしても従来の幹旋所時代における不信、不名譽を挽回し事業そのものを中途半端に陥らしめないよう望んでやまない。
- (2) 宿泊施設及び職員住宅については何等考慮されてないもので所長もこれが建設について強く要望していたが、これらは上阪する県内業者の商取引上不便でありまた職員に対しても現在遠隔地より通勤しているため事務能率に影響すると認めたとで今後何等かの措置が必要と認められた。
- (3) 当所の運営費(旅費、通信費、交際費、食糧費、調査費等)は旧幹旋所当時の陣容に対する予算が引継がれているため増員に対する諸経費は見られず、勢い明日の活動に大きく阻害しているので早急善処

を要望する。

- (4) 石谷貞彦氏寄附にかゝる敷地(九四・三七坪場所 大阪市西区松島町)と隣接民有地の一部を借用し倉庫一棟建設していたが監査当時県内業者から入荷した木炭が保管されていた、保管料の問題も未解決でその保管責任も明確でなかつた。今後保管責任の所在を明確にすることと保管料の問題等について早急措置しておくべきである。
 - (5) 当所の活動を容易ならしめるため機動力の配備が必要と認められるので考究されたい。
- 五 会計事務の執行状況
- 当所の予算執行はすべて資金前渡であるが中には彼此費目流用していたが常時前渡とは言え資金の費目流用は許されないので今後は厳に留意すること。なお次の点整理すべきである。
- (1) 備品貸与簿は出納員の一括貸与となつていたが個々に貸付け整理のこと。
 - (2) 鳥取県民芸大会を二十七年十月開催するため産業

会館を借上げしているが(借料四二、〇〇〇円)支払が五月十日(請求十月三十日)であつた支払が遅延している。

(3) 四月支払つた人夫賃一万二千円は出品物展示会の

区分 決算額

工事費 二、七〇〇、〇〇〇円

所長公舎建築費 一、三〇〇、〇〇〇円

事務所改造費 五一、〇〇〇円

倉庫建設費 八八九、〇〇〇円

施設費 八、〇〇〇、〇〇〇円

建物買収費 三、五〇〇、〇〇〇円

宅地買収費 四、五〇〇、〇〇〇円

補償費 一〇〇、〇〇〇円

手数料 四〇〇、〇〇〇円

事務費 三〇〇、〇〇〇円

計 一一、五〇〇、〇〇〇円

摘要

六 場合の雑人夫賃であるが証憑書の内訳と開催日時と不突合がありまた請求と支払に相当のずれがあつた。六 庁舎移転に伴う経費の内訳は次の通りである。

事務所敷地内二階建鉄筋ブロック建築 延三四・一坪

石谷氏寄附敷地一部民有地 場所 西区松島町
建坪 五四坪 平屋建

現事務所に転用建坪二〇・七五坪
敷地六三・一七坪

倉庫建設敷地の既設建物の移転補償費
建物宅地買収の斡旋手数料

財源内訳 旧幹旋所売払代 八、〇〇〇、〇〇〇円
一般果費 三、五〇〇、〇〇〇円

神戸貿易事務所 昭和二十八年十一月十三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

“ “ 木 南 貞 治

“ “ 加 藤 定 治

監査概況

一 当所は昭和二十五年に貿易振興の一助として兵庫果
貿易会館が設置された機会に他府県とともに本県もそ
の招致に応じ輸出貿易品の共同展示に出品していたが
たまたま昭和二十七年七月該館内に独立の一室を借受
け専任職員を常駐し本県輸出特産品のあつ、旋業務を開
始したのであるがその活動状況はあまり思わしくない、
最近漸くその緒についた程度であり未だ特に見るべき
ものが少い。本県の貿易振興の成否が今後の運営如何
に負うところ大であると思うので組織運営の改善に留
意が要と認められた。

二 職員は二名(主事一、雇一)で何れも大阪事務所勤
務として発令されている。特に当所の組織的機構の問
題については大阪事務所の監査報告に強く指摘した通

りであるが業務の性質内容からしてもまた現在の本県
輸出特産品の生産規模から見ても現段階としては大阪
事務所の附属機関としてその管轄下に置き運営管理の
一元化を期すべきではなからうか。当局の考究をのぞ
む。

三 昭和二十八年度(自一月至九月)の斡旋状況は取引
成立しているもの十六件(サラダボール外五品目)三
百三十万余円であつて他は切角引合があつても生産規
模が甚だ僅少のため量的に間に合はず不成立に終つて
いる状況である(主として木竹製品)。この点海外輸
出品に限らず大阪事務所の監査報告にも言及している
如く県内業者への技術指導と生産態勢が採られていな
いことが如実に現われている。果政施策上の問題とし
て当局の善処を要望する。

四 所内に本県輸出口特産品、試作品等を陳列してい
るが内容が貧弱である。これらの出品物はすべて生産
物はすべて生産者負担であるためしう、集困難なため
ようであるが折角商談があつてもそのつ、度生産者から

見本品を発送させるといつた状態では到底迅速を要す
る商談は成立しないので県内生産者の協力を得ること
は勿論のことであるが県においても特殊のものは買上
げる等して展示品の内容充実をはかることが必要と認
めた。

五 視察旅費を獲得して輸出貿易の先進地の生産状況特
に協同組合化による生産態勢等種々調査を行うほか帰
県の度合を多くして県内メーカーの個別訪問或いは啓
蒙指導等を企画していたが、先進地の視察も県内の啓
蒙宣傳も必要であるが、現機構ではあまり賛成し難
い。もつともこれ等の点については本庁主務課がそれ
ぞれ分かれていたためその連絡調整が十分に採られて
いない結果で現実に月一回乃至二回必ず帰県し県内
業者の啓蒙を行つてゐるようであるがこれによつて本
來の第一線機関の活動を鈍らせるような結果を生ずる
ことは厳に慎しむべきである(当所に限らず大阪事務
所でも同様)。何れにしても大阪事務所も機構的に拡
充されたことでもあり本庁の機構を根本的に検討しこ

らの第一線機関の運営を円滑化するため本庁に調整機
関を設け一元的しかも強力に推進することが必要と認
めた。

六 予算経理の執行状況は主務課よりの直接資金前渡経
理であつてこれが前渡金の運用について他に流用して
いたことは厳に戒しむべきである。特に今後も事務執
行上種々の事情から必要に迫られることがあるかも知
れないが充分留意すべきである。